

実験動物の飼養および保管に関するマニュアル

本マニュアルは、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年 6 月法律第 68 号）」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 25 年 10 月環境省告示第 84 号）」、および「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月文部科学省告示第 71 号）」に基づき、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（平成 18 年 6 月日本学術会議）を踏まえて、「東京家政学院大学動物実験に関する規程」第 6 項に記載の実験動物の飼養及び保管の方法について定めたものである。

I. 動物実験等の実施場所

(1) 実験動物の飼育等は、下記において実施する。

町田キャンパス 2 号棟 5 階の動物実験室（2501 室）

千代田三番町キャンパス 1 号棟 3 階の動物実験室（1308 室）

(2) 上記以外で飼育等を行う実験室を必要とする場合は、動物実験委員会の承認を得る。

II. 動物実験室等の維持管理

(1) 動物実験室利用者は、室温、湿度、明暗サイクル等、実験動物の適正な飼養保管環境を維持する。

(2) 動物実験室利用者は、動物実験室及び周辺の環境衛生の保全に努める。

① 飼育室に入室する際には、白衣、マスク、専用サンダルを着用する。

② 飼育室、流し台を実験作業等で著しく汚した場合には自ら清掃する。

③ 床敷等の飼育に伴うゴミは定期的に廃棄する（少なくとも 1 週間に 1 回）。

④ 臭気、騒音等、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう十分配慮する。

⑤ 実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境を維持する。

(3) 実験動物管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講じる。

III. 実験動物の選択ならびに授受

(1) 感染症の防除の観点から、ラット、マウスを業者より搬入する場合は、微生物学的品質を Specific Pathogen Free (SPF) とする。ただし、SPF 動物の入手が困難な場合や、大学や企業など、他の研究機関等から分与動物を搬入する場合はこの限りでない。

(2) 病原体を取扱う動物実験（感染実験）や、人の安全、健康、周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等は原則実施しない。

(3) 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、関係法規等に従う。

(4) 実験動物の導入に当たっては、必要に応じて飼養環境への順化又は順応を図るための措置を講じる。

IV. 実験動物の飼養および保管

- (1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌及び給水を行う。
 - ① 給餌は定期的に行い、餌の消費量を把握するように努める。
 - ② 給水ビンは定期的に変換する(水をつぎ足すのではなく、新しい水と入れ替える)。
(参考)
 - ・週に2回以上交換することが望ましい。
 - ③ 給水ビンの漏水や詰まりがないことを確認してから、ケージに装着する。
- (2) 実験動物の習性及び福祉を考慮して、ストレスをできる限り抑えることを目標に実験動物を飼養又は保管する。
(参考)
 - ・マウスは小ケージあたり5匹までとする。
 - ・ラットは大ケージあたり3匹までとする。
 - ・五連ケージを用いる場合は、各部屋に1匹までとする。
- (3) 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、その組合せを考慮した収容を行う。
- (4) ケージ交換は、床敷等の必要性及びその材質や交換頻度を考慮して定期的に行う。

V. 実験操作及び実験終了後の処置

- (1) 動物実験担当者は、実験の実施に当たり、実験動物にできる限り苦痛を与えないよう麻酔薬の投与、保管等に留意するとともに、実験動物の状態を定期的に観察し、必要に応じ適切に処置を講じる。
- (2) 動物実験担当者は、苦痛度の高い実験を行う場合、実験動物を苦痛から開放するため、状況により倫理的観点から実験を中止する。
- (3) 動物実験担当者は、安楽死処置を行う場合、致死量以上の麻酔薬の投与、または頸椎脱臼等によって実験動物にできる限り苦痛を与えないよう配慮する。
(参考 安楽死の方法例)
 - ・麻酔ビン内でジエチルエーテル深麻酔
 - ・炭酸ガス吸引
- (4) 実験動物の死体は、適正なビニール袋に入れ、冷凍保存し、処理業者に引き渡す。

VI. 動物実験実施後の報告

動物実験担当者は、動物実験実施後、動物実験実施報告書により、使用動物数、計画変更の有無、実験成果等について学長に報告する。